

ごあいさつ

平成 17 年 1 月 1 日に南越前町が誕生して以来、住民の皆さまには様々な機会に対話を通じ調和を図られ、まちづくりにお取り組みいただきましたことに深く敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

本町では平成 23 年 3 月に「南越前町地域福祉推進計画」を策定し、「思いやりの心で育む地域福祉のまちづくり」を基本理念に地域福祉の推進に努めてきました。

しかし、現在では、本町の世帯数構成比率は、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯の数が全世帯数の 3 割近くを占めるなど、少子高齢化には歯止めがかからず支援を必要とする人は急増しています。

また、社会情勢や雇用形態の変化によって、ひとり親世帯や非正規雇用者の増加に比例するように生活困窮世帯が増え続け、将来においてさらに深刻な状況が推測されます。

このような状況を踏まえ、行政と社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会が協働し、住民に対する専門的な知識と最大限の支援と、住民が主体性と優しさを持ち続け能動的に福祉活動に取り組むための指針となる「第 3 次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は、基本理念に「共につむぐ ^{ゆい} 結のまち 南越前町」を掲げ、福祉のまちづくりの推進を重点目標とし、地域活動の活性化などの 4 つの基本目標を定め推進します。

現代社会が地方にとって厳しい時代だからこそ、^{いにしえ} 古 の時代から ^{ゆい} “結” によって築いてきた先人の精神の継承をすべての住民に促し、地域における人と人との“繋がり”や“絆”が地域の暮らしを支える「幸福な生活」の実現を目指します。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「南越前町地域福祉計画等策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート」にご協力いただきました多くの皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月



南越前町長 川野 順万

ごあいさつ

日頃より住民の皆さまにおかれましては、当社会福祉協議会の事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今から5年前、前回計画であります「南越前町地域福祉推進計画」を策定した平成 23 年3月には、日本中が悲しみに包まれた東日本大震災が発生いたしました。この大災害の経験をきっかけに、地域での繋がりや助け合いの重要性が再認識され、国民一人ひとりが自らの生活のあり方を見直すとともに、人との支え合いや絆の大切さを考えるようになりました。



本町においては、これまでの地縁組織や地域内のつながりは存在するものの、関係が希薄になりつつあることは、皆さまも肌で感じているところであるかと思います。この現状を重く捉え、今回「第3次南越前町地域福祉計画・南越前町地域福祉活動計画」を策定いたしました。特に本計画では、今後の南越前町の地域福祉を支える側に主眼を置き、今後の地域福祉の発展を見据えた策定をいたしました。

地域福祉は誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を願うものであり、住民一人ひとりが主体となって地域に関心を向けることが最も大きな原動力となります。基本理念に掲げました「共につむぐ^{ゆい} 結のまち 南越前町」にあるように、一人ひとりが地域の一員として自覚を持ち、つむぎ合うことで家族や地域、そして「福祉のまち 南越前町」を築くことができます。併せて社会福祉協議会も住民の生活に寄り添い、また住民と行動を共にする団体として本計画の実行、推進に最大限の努力をして参ります。

最後になりましたが、お忙しい中、本計画の策定に慎重な議論、ご協議を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、各地区において実施いたしました住民懇話会へご出席いただきました皆さま、「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート」にご協力いただきました皆さまに對しまして、心からお礼と感謝を申し上げます。

平成 28 年3月

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

会長 齋藤 市左衛門

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 「地域福祉計画」の考え方	1
2 計画の位置づけと期間	2
第2章 地域を取り巻く状況	4
1 地域特性	4
2 統計資料から見る現状	5
3 アンケート調査から見る課題	10
4 住民懇話会での課題	18
5 地域の現状・課題と今後の展望	19
第3章 計画の基本理念と施策の体系	20
1 基本理念	20
2 計画の目標	21
3 計画の体系	22
第4章 主な取り組み施策	23
基本目標1 地域活動の活性化	23
基本目標2 住民同士の支え合いの推進	25
基本目標3 特別な支援を必要とする人、家庭への取り組みの推進	28
基本目標4 相談できる場所の確保	35
第5章 推進体制	36
1 推進体制	36
2 進行管理・評価	36
資 料 編	37
1 住民懇話会の実施	37
2 策定の経過	41
3 委員名簿	41

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉計画」の考え方

(1) 地域福祉とは

「福祉」の「福」と「祉」は、双方とも“幸せ”を意味します。

「地域福祉」とは地域全体の「幸福な生活」の実現を目指すものです。

この「幸福な生活」の実現のために、住民の不安や悩みなど種々の課題を地域全体で共有し、その解決に向け、互いに助け合い、支え合いながら協働して取り組まなければなりません。

今後は、住民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割と責任を分担し、住民自らが新しい地域福祉の担い手として活躍することが避けられない時代を迎えることとなります。地域全体で適切かつ効果的な準備を進めることが「地域福祉」を実現する礎となります。

(2) 地域福祉計画策定の目的

誰もが持ついかなる不安や悩みなどの課題の解決に向けた主体的かつ能動的な活動の指針が「地域福祉計画」です。

単身世帯が増加し、人と人との関係が希薄化している日本社会の一面を表した「無縁社会」という造語が話題となっています。人と人との関係の希薄化は、孤立死や引きこもり、家庭内暴力や児童虐待、自殺者の増加などの間接的な要因になります。

また、少子高齢社会に伴う将来を担う若者の減少や要介護高齢者・認知症高齢者の増加により、福祉を支える人材の不足が日本の差し迫った課題となっています。

さらには、非正規雇用や災害・事故・事件による生活困窮者や障害者が増加し続けることで、貧困の拡大にも直面しています。

このような重大な諸課題は、すべての人々の身近に存在しており、すべての住民が主体性と優しさを持ち続け、能動的な活動に取り組むとともに、行政や社会福祉協議会は専門的な知識の提供と最大限の支援を惜しまず提供し、地域全体の「幸福な生活」を目指した活動に取り組まなければなりません。

この「第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、本計画）は、基本理念のもと、すべての住民が実感できる「幸福な生活」の実現を目的に策定します。

地域福祉計画とは

社会福祉法 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の行政計画です。地域福祉の様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政など）の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念と仕組みをつくる計画です。

地域福祉活動計画とは

法律上の規定はなく、社会福祉協議会が策定する民間計画です。（社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。）

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。社会福祉法第 107 条では、計画に盛り込むべき事項として次のように規定しています。

社会福祉法（抜粋）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 前回計画実施期間中の国の主な動き

平成 23 年に発生した東日本大震災は、困難な局面に追い詰められた時における地域社会の絆とお互いの助け合いの大切さを改めて考えさせられた未曾有の大災害でした。震災により家族を亡くしただけでなく財産と仕事までもなくし、日々の生活が困窮している多くの被災者が存在しています。

加えて、強固な日本経済を目指したことにより、不安定な雇用形態などが広がり、生活困窮に陥るリスクの高い人が増加し続けました。

このような時代の流れに対処するため、国は生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画などに盛り込むよう事項を定めました。（平成 26 年 3 月 27 日付社援発 0327 第 13 号 厚生労働省社会・援護局長通知）

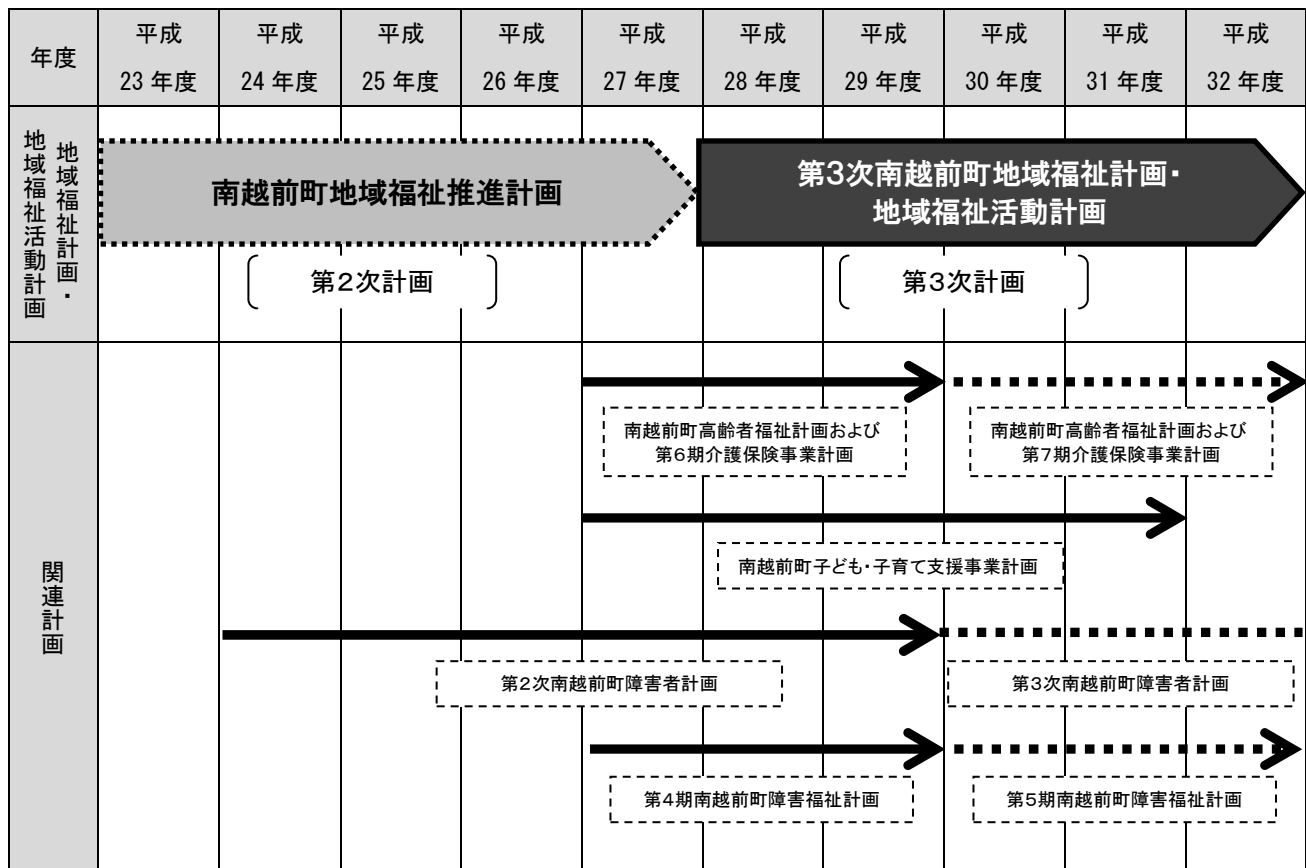
年	前回計画期間中の国の主な動き
平成 23 年	(3 月 11 日、東日本大震災発生) ・障害者虐待防止法の制定
平成 24 年	・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(厚労省通知) ・社会保障・税の一体改革大綱の決定
平成 25 年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書の提出 ・健康日本 21(第 3 次)計画の策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書の提出
平成 26 年	・「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(厚労省通知)

(3) 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年度を初年度とし平成 32 年度を目標とする5か年計画とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合を図るため、期間中は定期的な進捗管理および検証を行います。

また本計画は、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画（南越前町高齢者福祉計画および介護保険事業計画、南越前町子ども・子育て支援事業計画、南越前町障害者計画・障害福祉計画）の上位計画となるものであり、その取り組みの基本的な方向を示すものとなります。

法に基づく関連計画との整合を図りつつ、本町における地域福祉の理念計画として本計画を位置づけます。



第2章 地域を取り巻く状況

1 地域特性

(1) 地理

本町は、東経 136 度 12 分、北緯 35 度 50 分と、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は越前市、越前町と池田町、東および南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する山・海・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町です。

町土面積は福井県全体の 8.2%にあたる 343.84 km² を有します。地形は極めて急峻であり、総面積の約 92%が山林で占められ、海岸部は、標高差 200～300m 平均斜度 35 度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸ですが、冬は、「越前加賀海岸国定公園」にも指定されている海岸線一帯に、越前水仙の可憐で清楚な花が咲き誇ります。また、田倉川や鹿蒜川などが合流した日野川が町の中央を南北に流れ、河川沿いに田園風景が広がります。

気候は、平野部と山間部、海岸部で大きく異なります。平野部は、内陸型で平均気温が 14℃ 前後ですが、山間部は寒暖の差が激しく、県下有数の多雪地帯で、昭和 51 年には特別豪雪地帯に指定されています。

(2) 歴史とあゆみ

平安時代に敦賀から木ノ芽峠を越える「北陸道」が開かれ、近世には柘ノ木峠越えの「北国街道」が整備されるなど、都と北陸を結ぶ陸路の玄関口でした。また、南北朝時代には杣山に「瓜生 保」が居城するなど、戦略上の要衝であったとともに、今庄や鯖波、脇本には本陣が置かれるなど宿場町としても賑わいました。

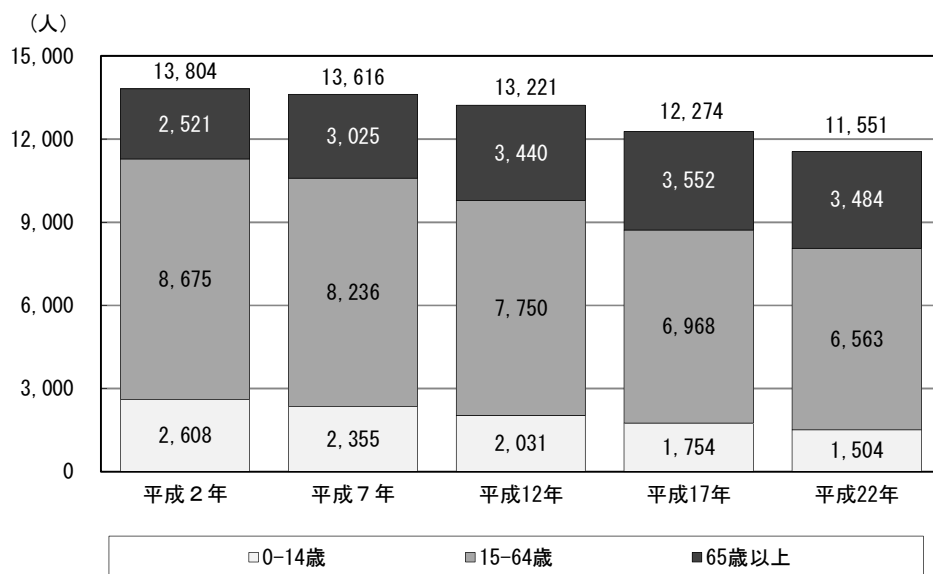
また、海路は、中世に敦賀湊と河野浦などが結ばれ、江戸時代中期から明治時代中期にかけ、蝦夷地（北海道）をはじめとした日本海諸港と瀬戸内・大阪を西廻り航路で往来した「北前船」によって、海運業が栄えました。

2 統計資料から見る現状

人口の状況

(1) 総人口と年齢階層別人口の推移

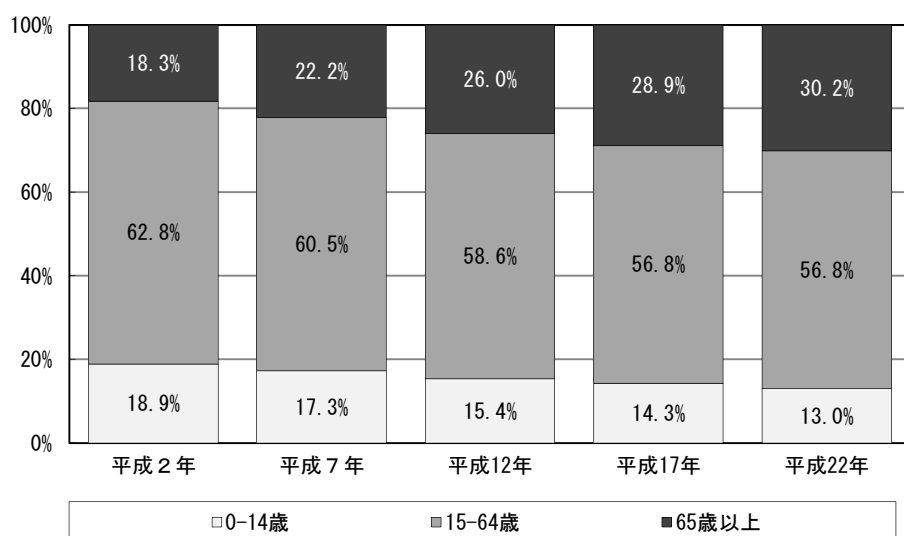
本町の総人口は、20年間で約2,200人余り減少しました。特に平成12年から平成17年の5年間で約940人余り激減しています。



資料: 国勢調査(平成2年から平成12年の統計は、南条郡旧3町村の統計を合算したものです。)

(2) 年齢階層別の人口割合の推移

総人口に占める65歳以上の人口割合が20年間で11.9ポイント増加した一方で、14歳以下の人口割合は、5.9ポイント減少しています。

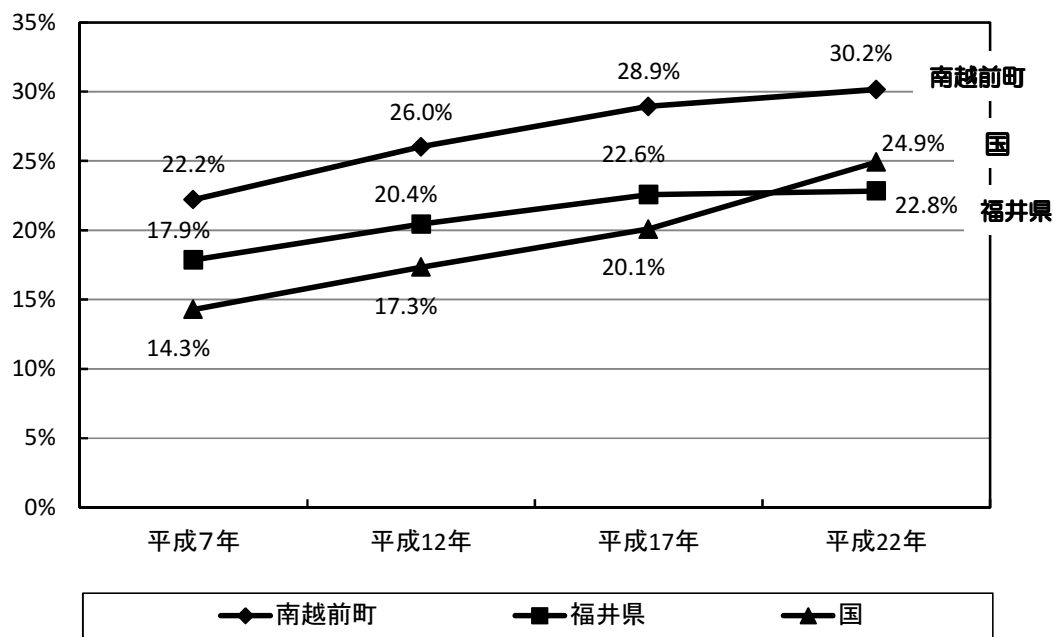


資料: 国勢調査

(3) 高齢化率における国・県との比較

本町の高齢化率は、国や県の高齢化率を大きく上回っています。また、その伸び率は平成7年から平成22年にかけて、8.0ポイント増加し、3割を超える高齢化率となっています。

今後、本町の高齢化はさらに進行し、住民の約2人に1人が65歳以上の高齢者となる深刻な事態を迎えます。

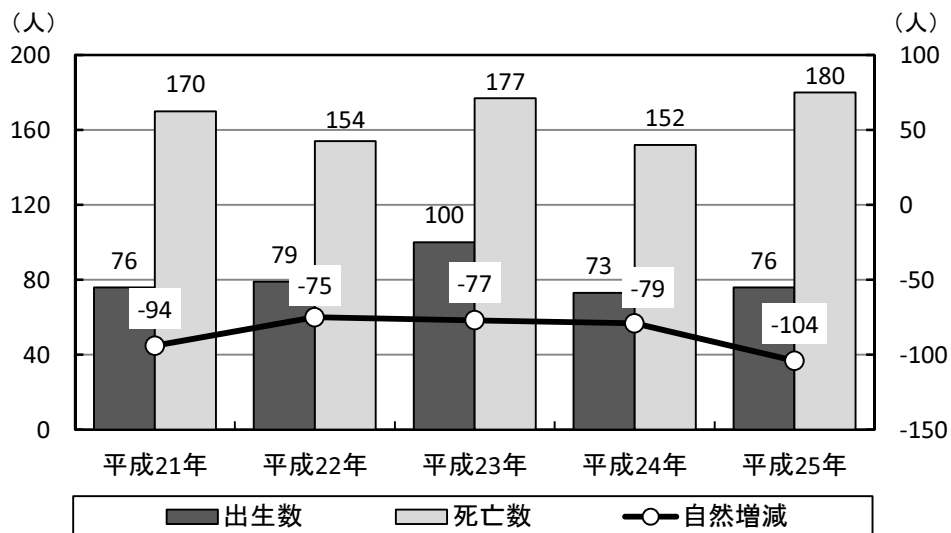


資料: 国勢調査

人口の動態

(1) 自然動態の推移（出生と死亡）

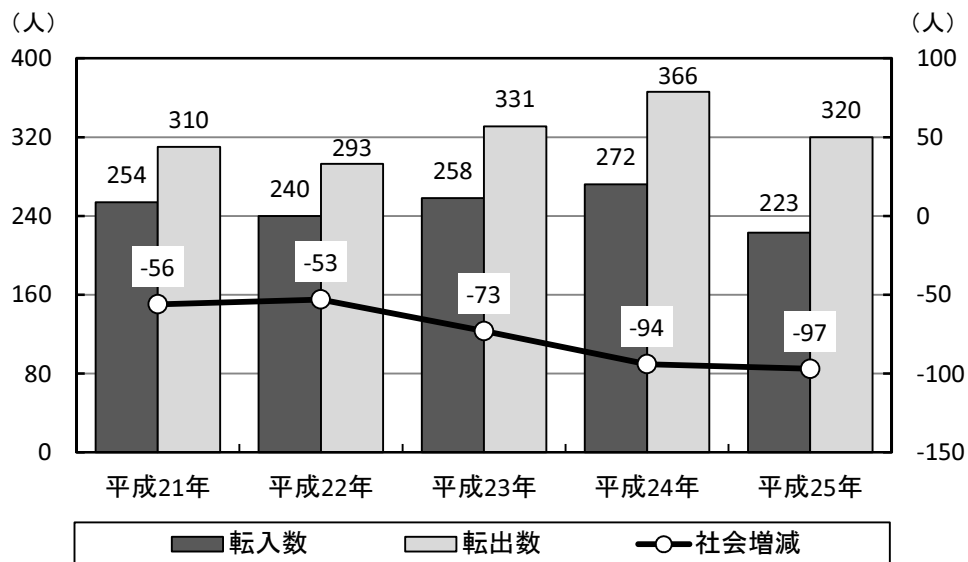
出生数と死亡数の差は、平成25年に死亡数が増加したことにより、大幅に拡大しています。



資料: 福井県統計年鑑

(2) 社会動態の推移（転入と転出）

転出数と転入数の差は年々拡大しています。



資料: 福井県統計年鑑

世帯の状況

(1) 世帯数の推移

平成17年の町村合併時の3,530世帯から、平成22年には3,437世帯と、5年間で約100世帯が減少しました。

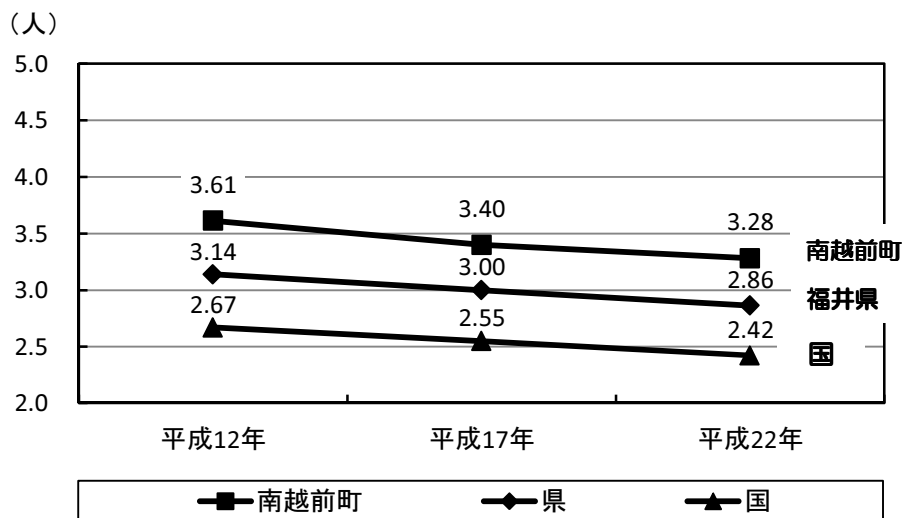
さらに、「高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」が占める割合が合計1.7ポイント増加するとともに1.5ポイント増加している「核家族世帯」の中高年化が懸念されます。

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
全世帯	3,517 世帯	100.0%	3,530 世帯	100.0%	3,437 世帯	100.0%
核家族世帯	1,614 世帯	45.9%	1,664 世帯	47.1%	1,670 世帯	48.6%
高齢単身者世帯	251 世帯	7.1%	338 世帯	9.6%	376 世帯	10.9%
高齢夫婦世帯	414 世帯	11.8%	431 世帯	12.2%	432 世帯	12.6%
その他の世帯	1,238 世帯	35.2%	1,097 世帯	31.1%	959 世帯	27.9%

資料: 国勢調査

(2) 平均世帯人員の国・県との比較

本町の平均世帯人員は、国や県を上回っています。一方で国との差は、平成12年には0.94人でしたが、10年後の平成22年には0.86人でその差は縮小傾向にあります。本町の平均世帯人員の減少人数は国や県を上回っています。少子高齢化や核家族化により平均世帯人員の減少速度が加速していくことが懸念されます。

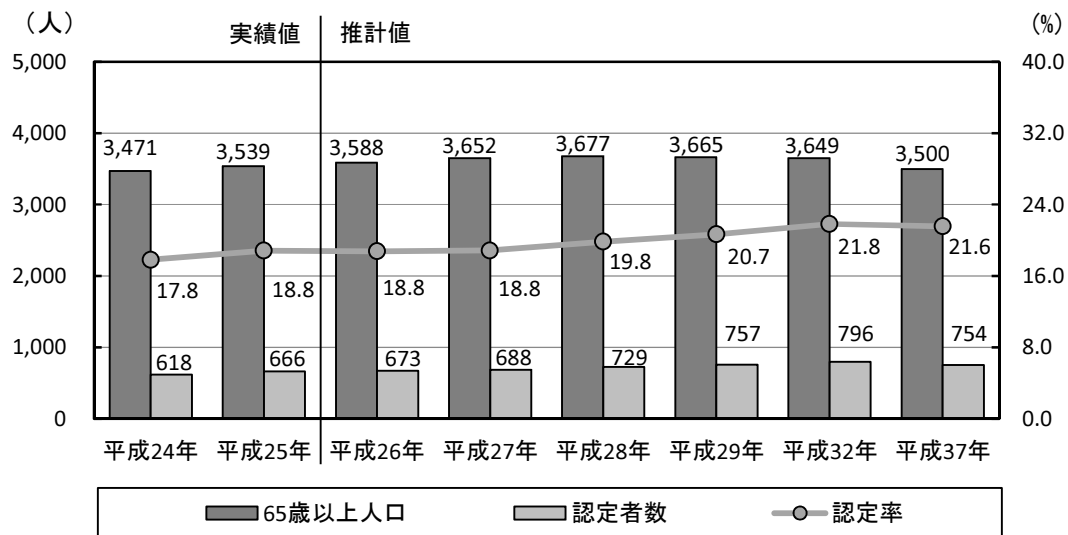


資料: 国勢調査

支援を必要とする住民の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

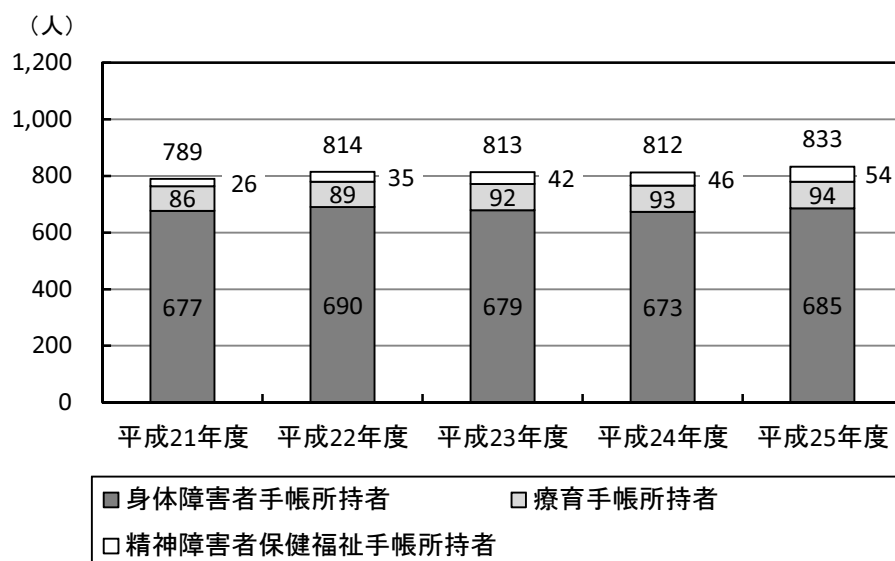
認定者数の推移・推計をみると、平成24年から平成32年にかけて増加し、平成32年から平成37年にかけては、減少する見込みとなっています。認定率をみると、ほぼ横ばいで緩やかに増加しながら、平成29年には20%に達することが予測されます。



資料：介護保険事業状況報告

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、全体では平成23年度と平成24年度に2年連続して減少しているものの、長期的にはほぼ微増傾向となっています。



資料：保健福祉課（各年度3月31日現在）

3 アンケート調査から見る課題

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、日頃から福祉活動に取り組んでいただいている 902 人の住民の皆さまから「地域で支え合い助け合う福祉」についてご意見などを伺い、計画策定に活用することを目的としたアンケート調査を実施しました。

- 調査地域：町内全域
- 調査対象者：地域福祉にかかる活動をしている団体関係者
- 調査期間：平成 27 年 9 月 1 日（火）～平成 27 年 9 月 14 日（月）
- 調査方法：直接配布・回収および郵送配布・回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
902	529	58.6%

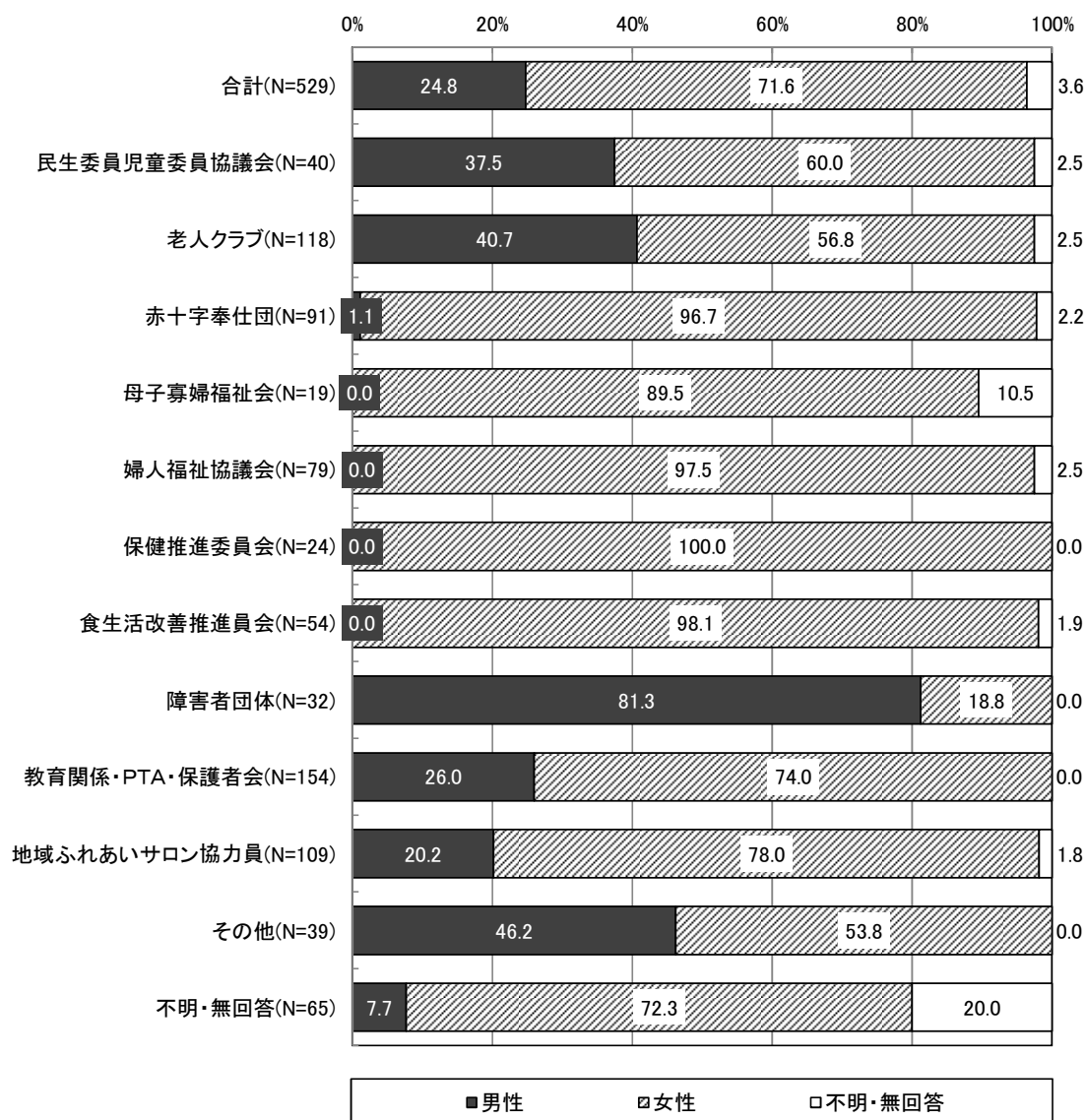
(2) 調査結果から見る課題

※以下、グラフ中の「N」は集計対象者総数を示します。

回答者の性別

回答者の性別は、全体の約7割を「女性」が占め、福祉活動に携わっている方は圧倒的に女性が多くなっています。

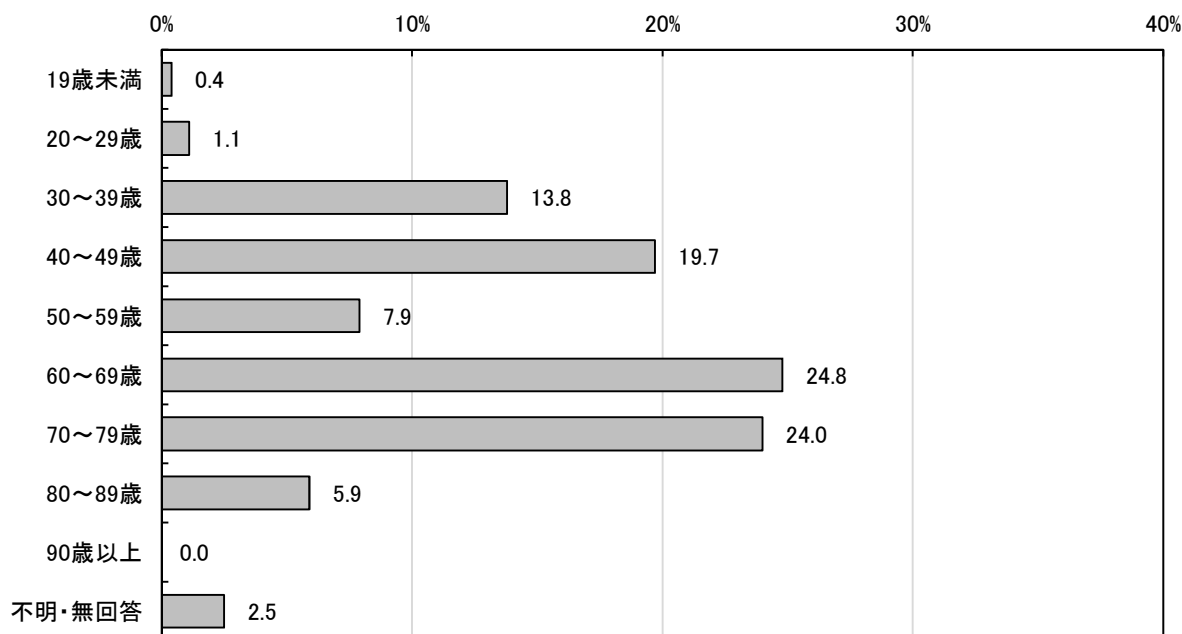
団体別では、集落単位で組織されている団体ほど、男性の加入割合が高くなっています。



回答者の年齢

現在、福祉活動に取り組まれている方は、60～79 歳に集中しています。今後は近い将来に定年を迎える年代の方の福祉活動への参画が期待されます。

N=529

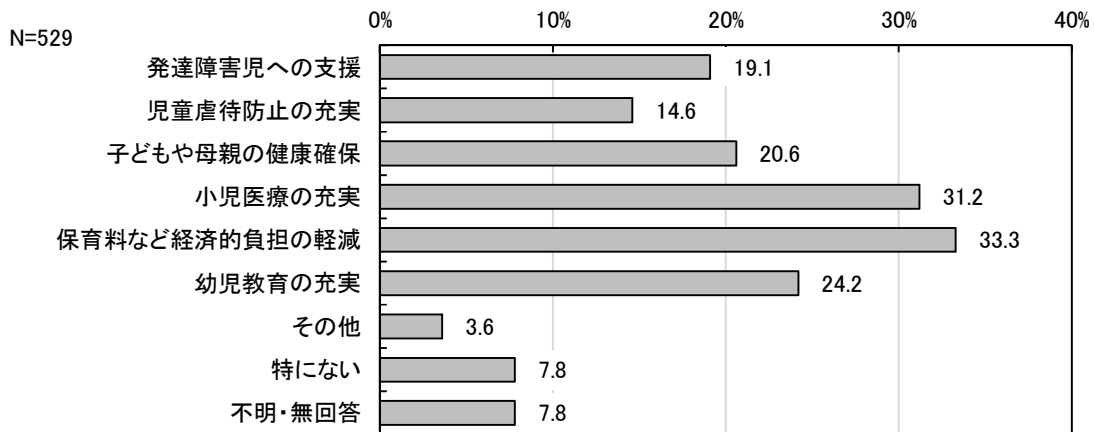


福祉活動に取り組む人材の課題

- ・現在、福祉活動に取り組まれている方の約7割を女性が占めることから、男性の福祉活動への参加を促す取り組みが必要です。
- ・福祉活動に取り組まれている住民の5割が60歳以上であり、次世代の福祉活動を担う若壮年層の参画を促進し、新たな人材の発掘・育成・確保が必要です。

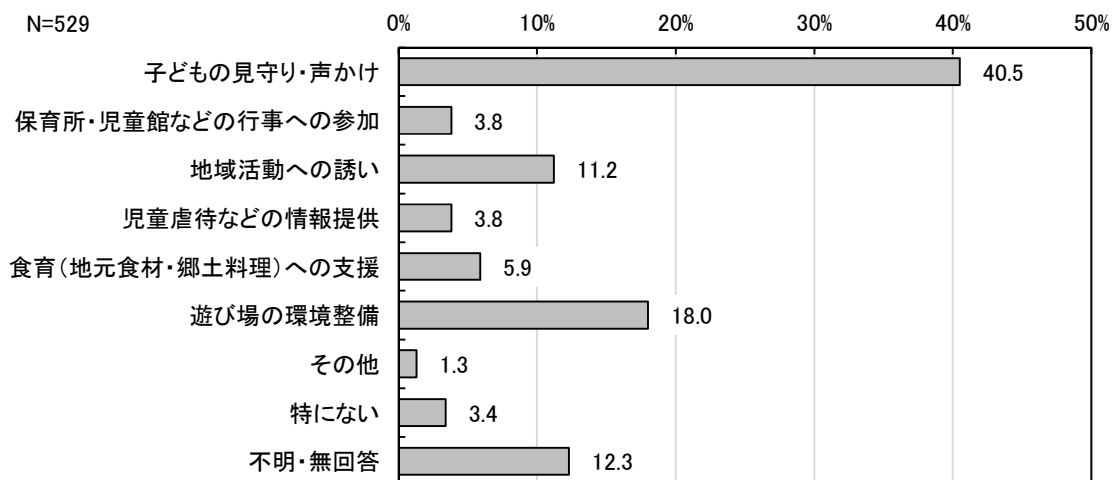
子ども・子育て支援で急がれる取り組み

子ども・子育て支援で急がれる取り組みは、「保育料など経済的負担の軽減」が33.3%と最も高く、次いで「小児医療の充実」が31.2%となっています。



子ども・子育て支援で地域が取り組むことが必要なこと

子ども・子育て支援に関して、地域が取り組む必要のあることは、「子どもの見守り・声かけ」が40.5%と最も高く、次いで「遊び場の環境整備」が18.0%となっています。

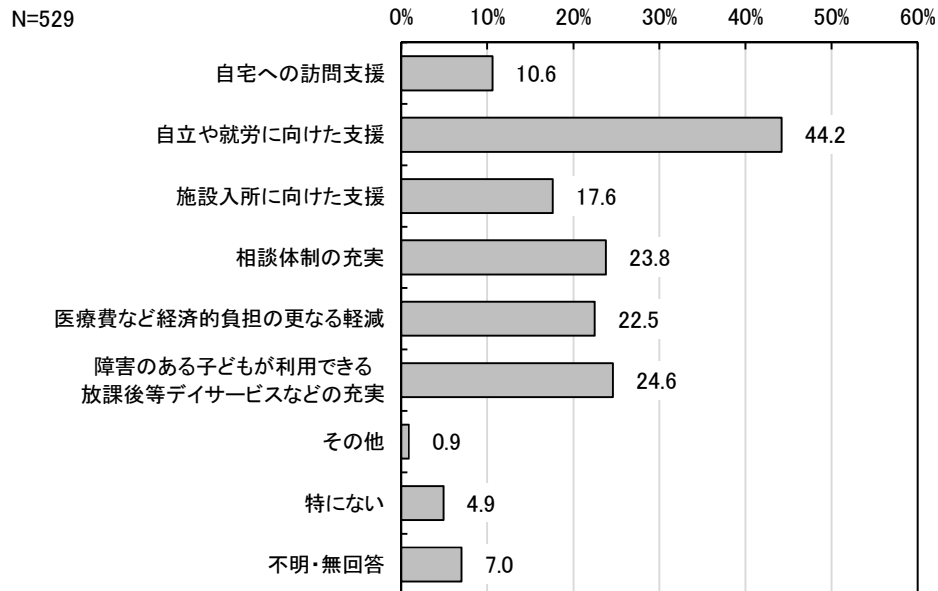


子ども・子育て支援と地域福祉との関係課題

- ・「小児医療の充実」については全県的な課題であるため、福井県や近隣市町、医療機関との協議・調整を図り、保護者の不安を解消する必要があります。
- ・子どもが地域で安全に過ごし、安心して暮らせるよう、地域住民一人ひとりが「子どもの見守り・声かけ」を行う意識を醸成することが非常に大切です。

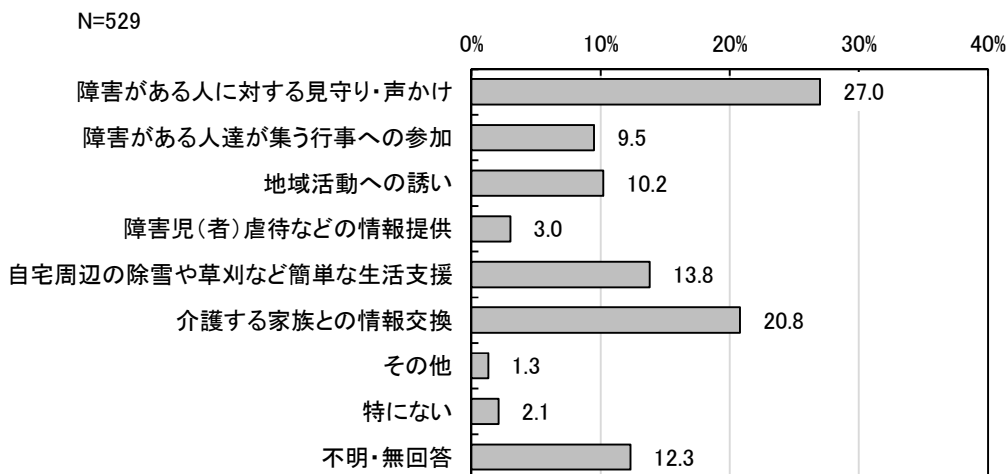
障害福祉で急がれる取り組み

障害福祉で急がれる取り組みは、「自立や就労に向けた支援」が44.2%と最も高く、次いで「障害のある子どもが利用できる放課後等デイサービスなどの充実」が24.6%、「相談体制の充実」が23.8%となっています。



障害福祉で地域が取り組むことが必要なこと

障害福祉に関して、地域が取り組む必要のあることは、「障害がある人に対する見守り・声かけ」が27.0%と最も高く、次いで「介護する家族との情報交換」が20.8%となっています。

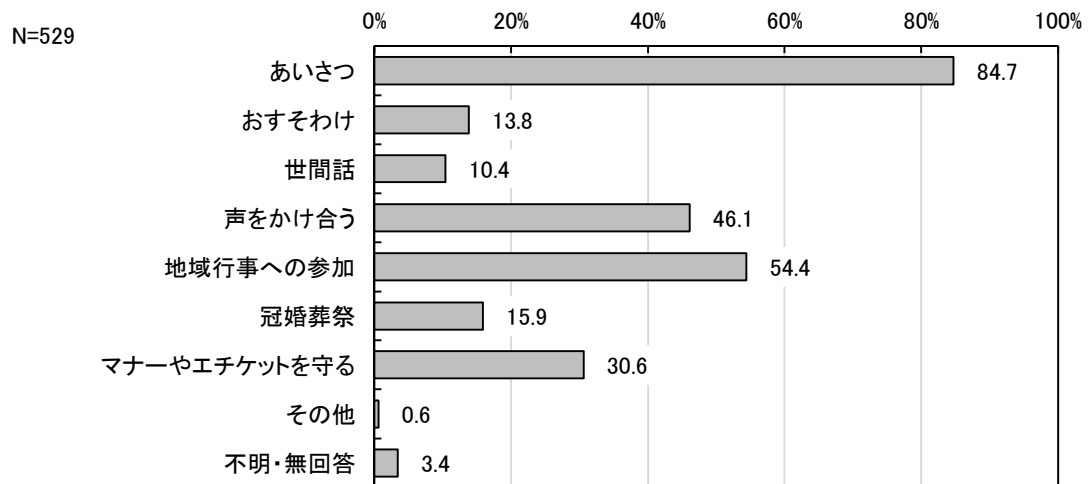


障害福祉と地域福祉との関係課題

- ・障害がある人が地域で安心して暮らすことができるよう、自立や就労に向けた支援窓口を設置し、関係機関と連携した支援体制を整備・充実する必要があります。
- ・障害の有無に関わらず、地域住民として互いに見守り・声かけを行うなど、支え合いながら暮らすことができる地域づくりの推進体制を整備・充実する必要があります。

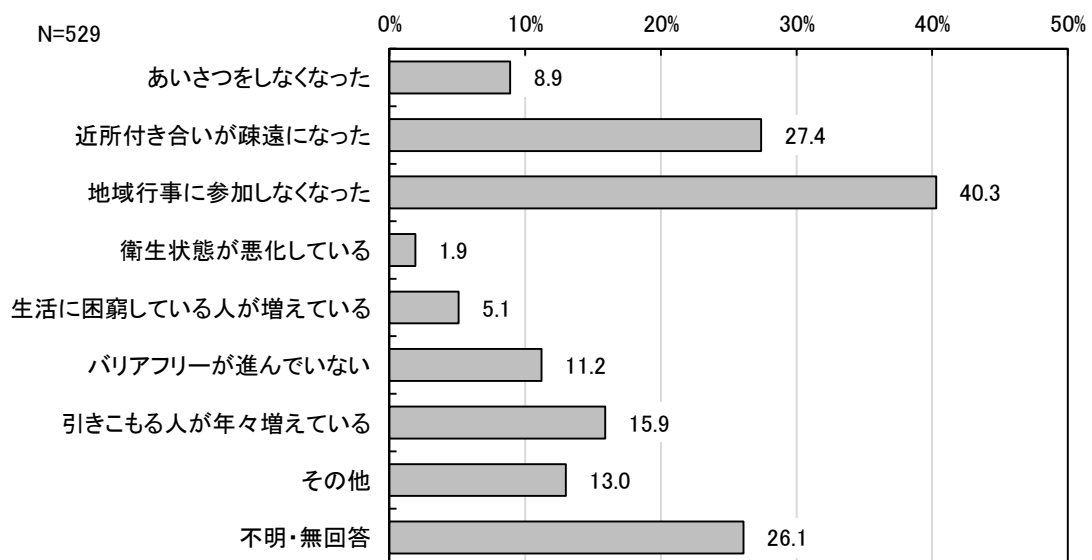
近所付き合いで日頃、大切にしていること

「あいさつ」が84.7%と最も高く、次いで「地域行事への参加」が54.4%、「声をかけ合う」が46.1%となっています。



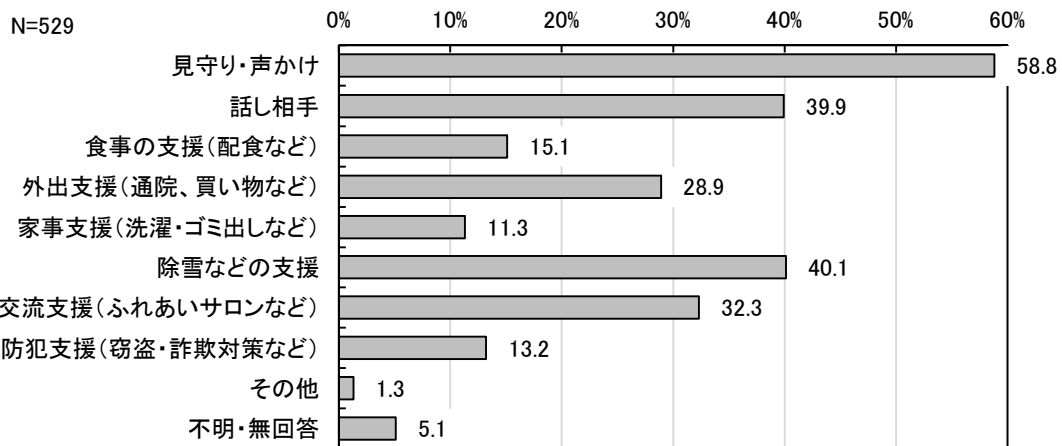
お住まいの地域で気がかりなことや不安なこと

「地域行事に参加しなくなった」が40.3%と最も高く、次いで「近所付き合いが疎遠になった」が27.4%となっています。



地域で支えを必要としている人に対して生活面で支援できること

「見守り・声かけ」が58.8%、次いで「除雪などの支援」が40.1%、「話し相手」が39.9%となっています。

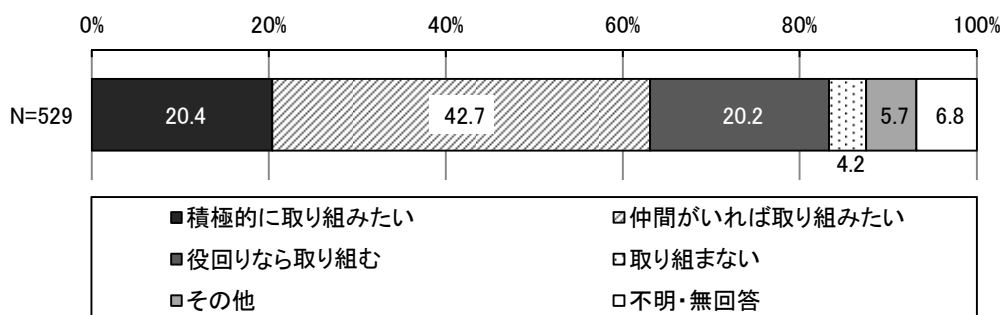


地域における生活課題

- ・交流の場に積極的に参加しないことや、隣近所との関係が希薄化しつつあることが、安心な暮らしを送るための弊害となりうることを周知するとともに、様々な立場・様々な考えを持った人々が気軽に交流できる機会を創出する必要があります。
- ・見守りながら声をかけることから始まり、「話し相手」に発展することが必要です。また、重作業や外出の際の支援については、地域と関係機関が役割と責任に応じて分担し取り組む必要があります。

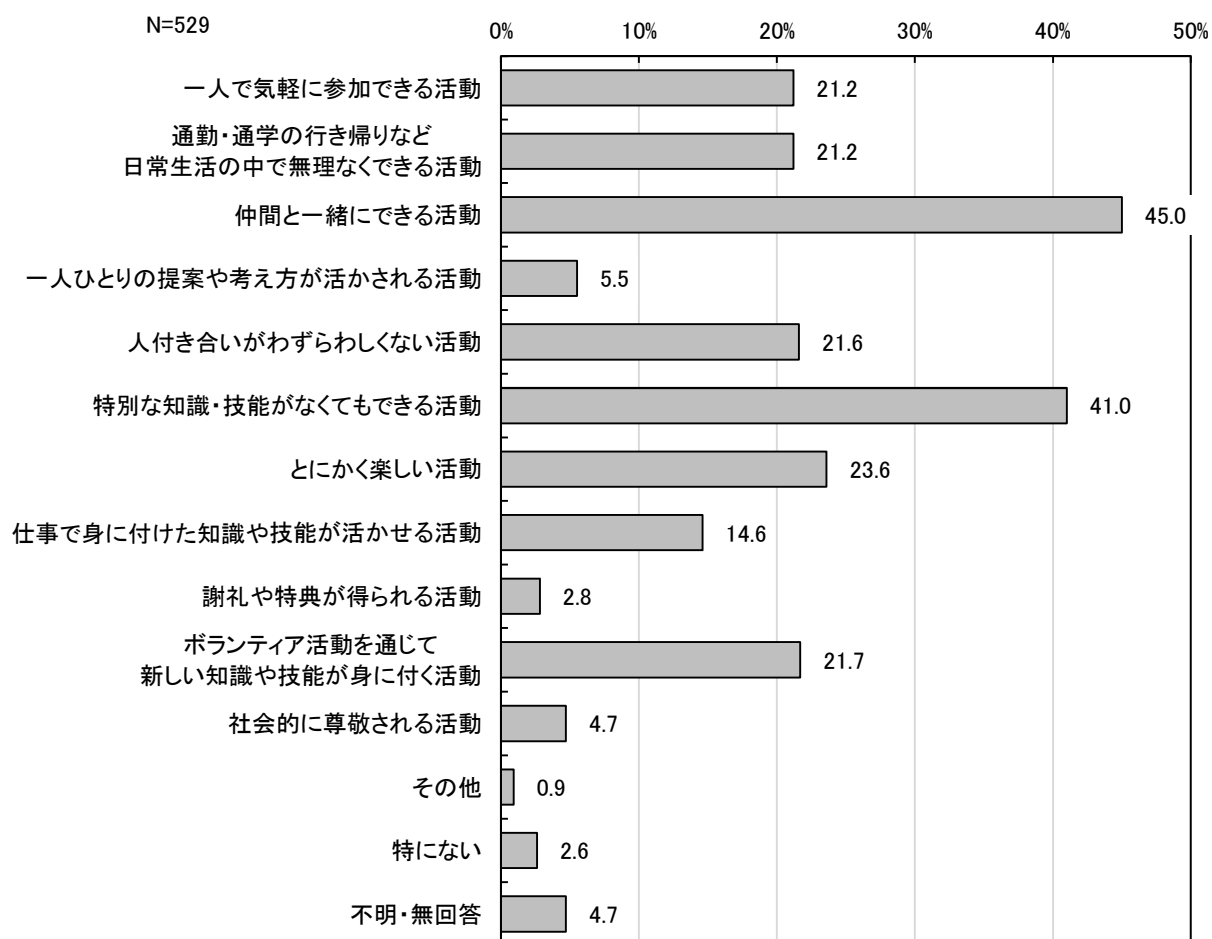
今後のボランティア活動への取り組み意向

「仲間がいれば取り組みたい」が42.7%と最も高く、次いで「積極的に取り組みたい」が20.4%、「役回りなら取り組む」が20.2%となっています。



魅力的だと思うボランティア活動

「仲間と一緒にできる活動」が45.0%と最も高く、次いで「特別な知識・技能がなくてもできる活動」が41.0%となっています。



ボランティア活動についての課題

- ・「特別な知識や技能は必要とせず、複数の仲間と一緒に取り組むことができるボランティア活動であれば参画する可能性がある」という意識を持つ人が多く存在することを十分に認識して、施策を展開する必要があります。

4 住民懇話会での課題

「幸福な生活」の実現には、地域における活動や取り組みが不可欠なことから、日頃福祉活動に取り組まれている方々が地域の実情や課題について話し合う住民懇話会を、南条地区・今庄地区・河野地区でそれぞれ開催しました。

南 条 地 区

課題①

地域行事に対する意識が変化しつつあり、真面目に参加する一部の人に負担が集中している。また、交流や親睦の機会が少なく、参加意欲も低下している。

課題②

地域における当番や役員を引き受ける人が少なく、一定の人が引き続きその職を担っている。また、地縁団体（青年会や婦人会など）が解散し、地域の結束力が低下しつつある。

今 庄 地 区

課題①

ご近所で人と顔を合わせる機会が減り、近隣の方への関心や地域活動への興味が希薄になってきている。このような状況が災害や事故、事件などが発生したときの助け合い活動の弊害にならないか不安である。

課題②

地域における高齢化が著しく、地域における役員の担い手不足や地縁組織の解散などの影響で、集落機能を継続させていくことが極めて困難である。また、少子化問題では小中学校の児童生徒数が減少し、集団活動への悪影響が懸念される。

河 野 地 区

課題①

海水浴場が複数あり、県内外からの観光客が多く訪れる河野地区のゴミ問題は深刻を極める。ゴミ処理のルールやマナーが完全に順守されることは今後も期待できないため、ゴミによる地域環境の悪化が懸念される。

課題②

地域行事への参加を世帯ごとに依頼しても参加者が少ない上に、参加者の若者が占める割合はさらに少ない。そのため、地域内の草刈り作業などの実施が困難で地域環境が悪化している。

5 地域の現状・課題と今後の展望

(1) 地域の“繋がり”と“絆”

開催したすべての住民懇話会における共通した課題は、地域の若者は減少し続ける一方、高齢者世帯が増加し、集落活動の機動力が衰退し地域コミュニティの維持が困難になることへの懸念です。

アンケート調査でも、参加者が減り続ける地域行事や疎遠になりつつあるご近所付き合いから、地域における関わりや繋がりといったものを日常生活の上で否定的に捉えている傾向が垣間見えます。

些細な悩みや不安を誰にも相談せず、ご近所のご支援も期待しない生活が続くことは住み慣れた地域においても孤立を招きます。

この課題を解決するには、日常生活で必ず自らご近所にあいさつし、自ら声をかけることが必要です。

そのささやかな心がけで蒔かれた“繋がり”という種は、大切に育てることで“絆”という花を咲かせます。

(2) 住民同士の支え合い

今後、超少子高齢化の時代を迎える本町では、高齢者をはじめ支援を必要とする人が極端に減少することはありません。

アンケート調査から、支えを必要とする人の多くは、日常生活における「見守り・声かけ」、「話し相手」を求めています。

支援を必要とする人を支えるために特別な資格や高度な技術は必要ありません。地域の繋がりや関わりによって生まれる“絆”があれば地域で暮らし続けることは可能です。

地域におけるお互いの助け合いに対する理解を促すために有効的な研修会の開催や、利便性と透明性の高い「有償ボランティア制度の創設」の検討など、互いに助け合い支え合う体制の構築とその意識の醸成に取り組みます。

(3) 福祉団体の活性化

福祉団体は、児童生徒や高齢者、障害者と関わるボランティア活動など一定の目的を持って組織している団体が大半で、その活動における目的達成によって得られた満足感や充実感から、その活動を継続する意思を固め、日々取り組んでいます。

一方で、新たに加入する会員は減少し、団体の活性化が進まず、一部の活動の形だけが残し、実質的な意味合いを失っています。

アンケート調査では「仲間と協働して取り組むボランティア活動に動機や魅力がある」という意見が多いことから、福祉団体の活性化を図るため、達成感を仲間と共有できる取り組みの模索や、SNS*などによる活動成果の発信など、広く共感・評価される仕組みを研究します。

※SNS・・・Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。

「人同士の繋がり」を電子化するサービス。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念

本町では、町の将来像を「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」と掲げ、住民の誰もが豊かに暮らすことができる活力あふれるまちづくりを目指しています。

この町には先人から受け継いだ豊かな自然と長い年月を経て培われた伝統、その中で育まれた地域性と人間性、そして“結”の精神によって築き上げられた地域コミュニティがあります。

戦後、日本社会は成長と衰退の双方を招き、地方の多くは急速な過疎化と少子高齢化に追い込まれ、日本の風土であった“結”の精神さえも希薄になってしまいました。

現代社会が地方にとって厳しい時代だからこそ、古の時代から“結”によって築いてきた先人の精神の継承を改めてすべての住民に促し、地域における人と人との“繋がり”や“絆”が地域の暮らしを支える「幸福な生活」を実現するために、本計画の基本理念を掲げます。

基本理念

共につむぐ ^{ゆい}結のまち 南越前町

2 計画の目標

本計画の基本理念を達成するために以下の目標を掲げます。

重点目標

福祉のまちづくりの推進

制度や事業に頼らず、人と人との繋がりから助け合い、支え合える地域を目指します。住民、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割と責任を分担し、地域住民一人ひとりが普段の暮らしの中で「幸福な生活」が送れるよう、福祉のまちづくりの推進を重点目標に掲げ、本計画に基づき推進します。

基本目標

福祉のまちづくりを具体的に推進していくために4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

地域活動の活性化

地域住民が互いに助け合い、支え合って暮らすことのできる地域づくりを目指し、日常生活から気軽に交流できる機会の創出を目指します。

基本目標 2

住民同士の支え合いの推進

住民自らが新しい地域福祉の担い手として活躍できる場として、ボランティア活動への参画を推進します。また、地域におけるお互いの助け合いに対する理解を促すための有効な研修会や利便性と透明性の高い新たなボランティア活動の仕組みを構築し、新たな人材の発掘・育成・確保を図ります。

基本目標 3

特別な支援を必要とする人、家庭への取り組みの推進

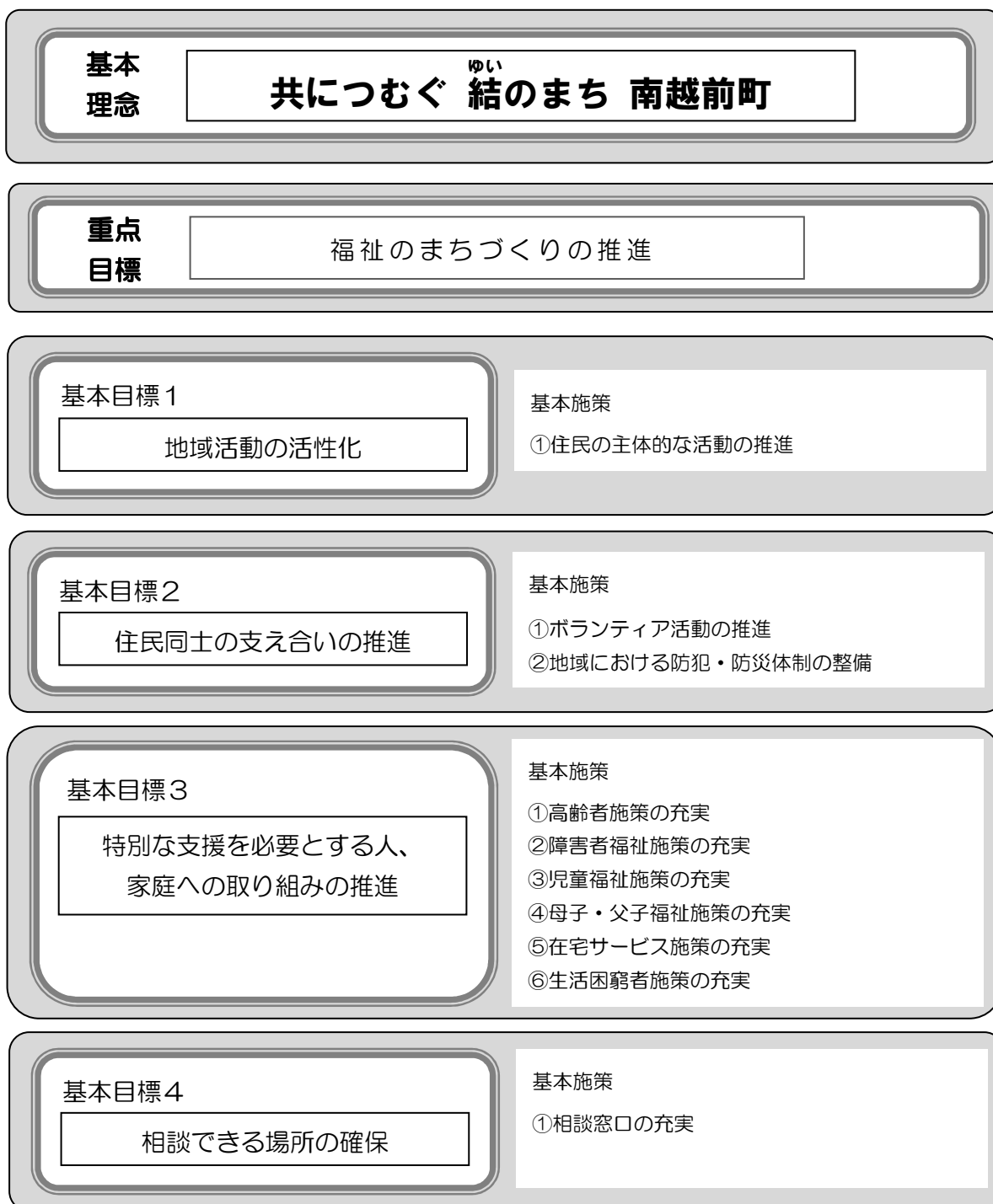
すべての住民が地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりに応じた適切な支援を行い、地域全体の「幸福な生活」を目指します。

基本目標 4

相談できる場所の確保

住民の悩みや不安など種々の課題を解決するために、地域全体で共有し、互いに助け合い、支え合う取り組みを進め、また、すべての住民が専門的な知識や支援を得られる機会の充実に努めます。

3 計画の体系



第4章 主な取り組み施策

基本目標1 地域活動の活性化

基本施策① 住民の主体的な活動の推進

地域の住民同士が互いに顔や人柄を知り合っていることは、助け合い、支え合い活動の大きな礎となります。例えば、隣近所では、日常のお付き合いの中で、それとなく支援が必要な人を見守ったり、話し相手になったり、手助けをしている場合が多くあります。周囲の些細な変化に敏感に反応することができ、困っている人がいたら手を差し伸べる、元気がない人がいれば声をかける、最近顔を見かけない人がいれば様子を見に行くなど、問題が深刻化する前に解決できる関係づくりに努めます。

今後の地域活動は、これまでのような福祉サービスだけでできない部分を地域で補う活動ではなく、地域住民一人ひとりができることを最大限引き出す活動へと変化していきます。主な実施事業に掲げる、地域ふれあいサロン事業では、サロン運営の担い手と参加者を区別せずに、参加している全員が互いにできることを補い合って運営を行います。自分のできる範囲で主体的に地域活動に取り組むことで、周囲の変化に敏感に反応ができる、地域で長期的に続けることができる活動を推進します。

主な実施事業

■地域ふれあいサロン事業【社会福祉協議会】

- ・身近な集落センターや公民館などにおいて、主に日中高齢者が集い、運動体操や参加者同士の交流を図り、介護予防活動の拡大を目的に実施します。
- ・事業運営は、集落における「サロン協力員」が担い、住民主体の集いの場として、高齢者に限定せず、世代を問わず誰もが参加できる場所として、住民の地域活動への参加を促します。
- ・男性の参加者が増加することを目指し、男性にとって参加意欲の湧く講座をサロンで実施します。

■地域福祉座談会事業【社会福祉協議会】

- ・社会福祉協議会職員と行政職員が集落に出向き、住民の暮らしの中での困りごとなどを把握し、課題解決に向けた助言や援助、情報提供を行います。

■南越前町福祉団体連合スポーツ大会事業【社会福祉協議会】

- ・年1回、町内福祉団体が一堂に集い、スポーツを通じた各種団体間の融和と親睦を図り、福祉団体活動の向上を促進します。

地域住民の具体的な取り組み

※以下、策定委員会および住民懇話会におけるご意見を記載。

■日頃からご近所とあいさつを交わし、些細なことでも相談できる関係を構築し、親身になって悩みや不安などの話を聞きます。

■壮年会、婦人会、子ども会などの地縁団体活動に積極的に参加し、地域住民と交流を図ります。

■地域活動に消極的な人にも、地域の一員として自覚を持ってもらえるよう、見かけた時には、あいさつや声かけを心がけます。

■子ども会と老人会が協力し合い、地域の中で世代を越えた交流ができる場を設けます。

■若い世代の考えや立場を尊重しながら会話を重ね、少しずつ地域に馴染めるよう努力します。



基本目標2 住民同士の支え合いの推進

基本施策① ボランティア活動の推進

地域におけるボランティア活動は、特別な資格や高度な技術は必要ありません。地域は地域住民一人ひとりの小さな助け合い、支え合いによって成り立っています。今後、地域活動の存続の鍵となるのがボランティア活動です。ボランティア活動は、活動における目的達成によって満足感や充実感を得ることができます。また、ボランティア活動が定着するためには、共に活動するご近所仲間の存在も重要となります。毎回参加する一部の人だけではなく、同じ地域に住む多くの仲間と活動を共にし、活気あるボランティア活動を推進します。今後は、地域住民同士が満足感や充実感を共有できる取り組みの模索や、新たな情報発信手段の開拓により、参加の呼びかけを幅広く行います。ボランティア活動を通じて住民同士の繋がりや絆が生まれるよう、主な実施事業を中心にボランティア活動を推進します。

主な実施事業

■ボランティアセンター登録事業【社会福祉協議会】

- ・一般住民、団体、企業などのボランティアセンターへの登録を推進します。
- ・地域から挙げたボランティアニーズに対して素早く対応できるよう、幅広い年代層で潜在するボランティア活動者の登録を促進します。
- ・登録者に対し、ボランティア講座や研修会を優先的に案内します。

■ボランティア活動相談事業【社会福祉協議会】

- ・一般住民、個人ボランティア、ボランティアグループ、団体、企業などからのボランティア活動に関する相談に対応します。

■夏休みボランティアスクール事業【社会福祉協議会】

- ・夏休み期間中に、小学校区ごとに高学年児童を対象とした、車いす体験や高齢者疑似体験を通して、障害者や高齢者を理解し、ボランティア活動の実践へとつなげる福祉教育を実施します。

■ボランティア講座・研修会事業【社会福祉協議会】

- ・ボランティアへの理解や知識の学習、実践できる技術習得のための講座や研修会を実施します。
- ・講座、研修会を通じて地域活動を担うリーダーなどの人材を育成します。

■有償ボランティア活動事業 ※新規事業【社会福祉協議会】

- ・費用弁償を可能とする有償ボランティア活動の仕組みの構築を目指します。特に日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」に対応し、住民同士の支え合い活動が活発になるような事業を検討します。

地域住民の具体的な取り組み

■奉仕作業には、地域住民として家族一人ひとりが協力します。

■積極的に家族や隣近所にボランティア活動への参加を呼びかけ、ボランティアの輪を広げます。

■ゴミ拾い用ビニール袋を持ち歩くなど、小さなことからボランティアの意識づけを行います。

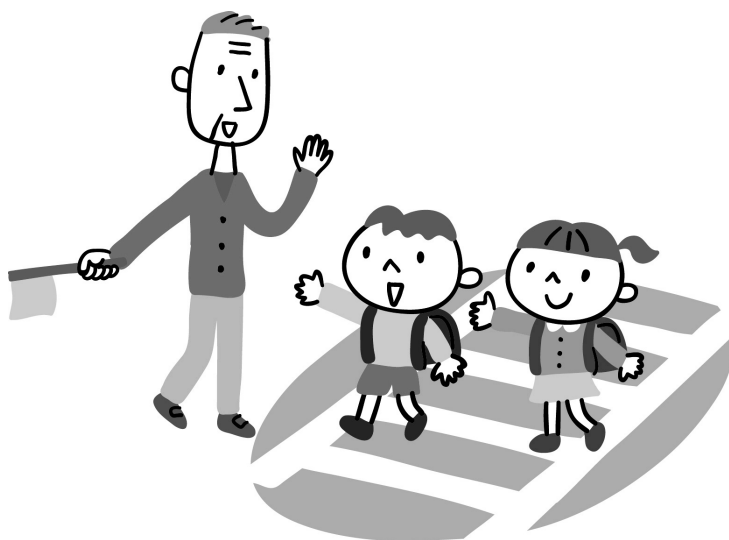
■世代ごとに地域活動のまとめ役となるリーダーを育てます。

■民間企業や社会福祉法人と協働して地域の清掃活動に取り組みます。

■子ども達による手作り看板を製作し、地域でのボランティア活動を啓発します。

■チラシの配付や集落内の掲示板など、あらゆる情報伝達手段を活用して広くボランティア活動者を募ります。

■住民一人ひとりが自宅近辺の環境美化活動に取り組みます。



基本施策② 地域における防犯・防災体制の整備

地域によっては、家屋が点在する場所や人の目が届きにくい場所など、犯罪につながる可能性のある死角が多くあります。地域内での見守りや住民の防犯意識の高揚、素早い情報提供により、犯罪を未然に防ぐ体制の強化が必要となっています。

そこで犯罪の抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域見守りネットワークの形成を目指します。

防災面では、東日本大震災を受け、全国的に防災の意識が高まっており、平成25年の災害対策基本法の改正によって各自治体においても実効性のある避難支援対策を進めることが求められています。本町においても、住民や関係機関など、地域全体で協力して災害に備える意識の醸成が必要であることから、災害に備えた情報共有や連携体制の構築を地域全体で行っていきます。

主な実施事業

■南越前町民生委員児童委員協議会事業【行政、社会福祉協議会】

- ・地域住民一人ひとりの暮らしに精通する民生委員児童委員協議会との連携をさらに強化し、安全
- ・安心のまちづくりの実現に向け、地域の実情把握と情報共有を進めます。

■災害時要援護者の把握【行政】

- ・災害発生時に、自分で避難することが難しく、避難するのに支援を必要とする方を、台帳に登録し把握することで、有事の際の支援につなげます。
- ・災害時要援護者台帳や、高齢世帯情報・障害者情報などの情報を一元化した要援護者マップを区長や民生委員に配布し、情報の共有を図ります。

地域住民の具体的な取り組み

■子ども達の登下校の時間帯には、外に出てあいさつを交わすなど、地域での見守りを強化します。

■防災訓練への参加、避難経路の把握など、防災への意識を高めます。

■災害や事故が発生した時に住民同士が助け合えるよう、地域で人と顔を合わせる機会を大切にします。

基本目標3 特別な支援を必要とする人、家庭への取り組みの推進

基本施策① 高齢者施策の充実

本町の高齢化率は30%に達し、今後も支援を必要とする高齢者の割合は、ますます増加することが見込まれます。すべての住民が可能な限り住み慣れた家庭や地域で、健康に高齢期を過ごすことができ、支援が必要になった際でも生きがいを持って安心して過ごせることが重要です。

高齢者施策の実施にあたっては「南越前町高齢者福祉計画および介護保険事業計画」との連携のもと、各種事業を推進します。

主な実施事業

■敬老会事業【行政】

- ・75歳以上の高齢者を対象に、長寿のお祝いと生きがいづくり、高齢者間の親睦を深めるために地区ごとに敬老会を開催します。
- ・地区ごとの敬老会の実施は、参加者が年々減少している状況を視野に入れ、高齢者の身体状況を考慮した上で、対象者の年齢や会の内容などを見直すことが求められるため、3地区の特性も踏まえながら検討していきます。

■食の自立支援事業【行政】

- ・心身の障害および傷病などにより調理の困難な高齢者に対し、定期的に自宅へ栄養バランスの取れた食事を提供します。

■地域介護予防活動支援事業【行政】

- ・介護予防に関するボランティアなどの人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援などを行っています。
- ・食生活改善推進員や保健推進員などに対して、介護予防に関する人材育成のための研修や地域活動組織の育成を行います。参加者にとっても介護予防の意識づけの機会になり、身につけた知識や実技は地域活動に生かすことができるため、今後はさらに多くのボランティア育成を目指します。
- ・高齢者自身の活動への参加を促し、地域の中で新たな社会的役割を得て生きがいを持つことなどにより、介護予防に繋がります。

■認知症サポーター等養成事業【行政】

- ・認知症の施策には、まず地域住民が認知症を理解することが必要であり、認知症の高齢者本人やその家族を支援する人や組織の養成を行います。
- ・壮年世代の参加者増加を目指し、養成したサポーターの活用について検討します。
- ・教育委員会と連携し、各種団体や小中学校での開催を行うことで、若い世代への認知症に関する啓発を行います。

■新・地域支援事業 ※新規事業【行政】

- ・高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターの育成や協議体の設置を行います。

■高齢者料理教室事業【社会福祉協議会】（今庄地区・河野地区で実施）

- ・一人暮らし高齢者などが集い、偏りがちな食生活（栄養）のバランスを考えた調理実習を行います。また、ボランティアや参加者同士の交流を図ることで参加意欲を高めます。

■会食サービス事業【社会福祉協議会】（南条地区のみ実施）

- ・一人暮らし高齢者が集い、ボランティアの方々が調理した食事を会食します。会食までの時間はボランティアによる演芸鑑賞や小中学生との交流活動を行います。また、参加者同士の交流で、仲間づくりを進め、閉じこもりを予防します。

地域住民の具体的な取り組み

■介護や認知症に関する講座や研修会に積極的に参加します。

■ご近所の一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯へ気配りや声かけをし、地域全体で見守ります。

■高齢者でも無理なく参加ができるよう、開催場所や時間帯を工夫して地域行事を企画します。

基本施策② 障害者福祉施策の充実

障害があっても、地域からの温かい見守りや声かけによる支えから、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが可能となります。さらに、障害者の団体活動や当事者同士の交流機会を通じて、豊かな人間性を育むことができます。

また、当事者への支援とともに、当事者を支える家族などへの支援を行うことも必要です。家族同士の交流は、それぞれが同じように抱える悩みや経験を共有することで不安の解消や、孤立を防ぎます。

本町では、家族を含めた一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、障害者の個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう、「南越前町障害者計画・障害福祉計画」との連携のもと、各事業を推進します。

主な実施事業

■身体障害者のつどい事業【社会福祉協議会】

- ・南越前町身体障害者連合会と共催して、町内温泉施設にて当事者同士の交流の機会を設けます。

■重度身体障害者一日温泉療養事業【社会福祉協議会】

- ・身体障害者手帳1，2級所持者を対象に、町内温泉施設にて健康体操、レクリエーションを行うことにより、当事者同士の交流機会を設けます。

■NPO法人はす工房花里音・南越前町ひまわり会交流会事業【社会福祉協議会】

- ・花里音利用者とひまわり会会員が集い、レクリエーションや物づくりを通して、就労へのきっかけづくりを目的とした交流を図ります。

■日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

- ・知的障害、精神障害、認知症により判断能力の低下した方に対し、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

地域住民の具体的な取り組み

■障害者を含むすべての住民が地域において隔たりなく生活できるよう、助け合い支え合います。

■声かけなどで当事者団体への加入を促し、団体活動を通じて当事者同士が助け合います。

基本施策③ 児童福祉施策の充実

親の庇護*のもとに育った子どもは、多くの愛情を受けつつ、家庭という社会から地域という社会との関わりを深め、次代の親へと成長していきます。しかしながら現代社会においては、人口減少問題や少子化をはじめ、社会環境がめまぐるしく変化しています。そのような中で、子育てに負担感や孤独感など不安を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に影響を与えています。

そのような状況下においても、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、教育施設や児童福祉施設などが連続性と一体性の確保に努め、子どもの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが求められます。

本町では、「子育ての原点は家庭から」という考えを基本としながら、子育て環境の一層の充実と子育て支援の拡充に向け、地域社会全体でその実現を図るため、「南越前町子ども・子育て支援事業計画」との連携のもと、各種事業を推進します。

※庇護・・・精神的・物質的に支援すること。

主な実施事業

■地域福祉推進校事業【社会福祉協議会】

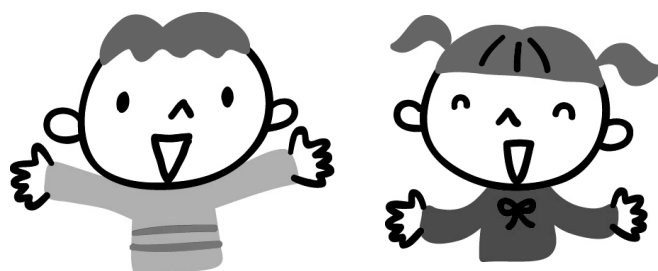
- ・町内全小中学校を対象に福祉教育活動の推進と充実を図ることを目的に、事業費の一部を助成します。

地域住民の具体的な取り組み

■大人から子どもへのあいさつを心がけ、あいさつのできる子どもを地域で育てます。

■子ども達と地域の大人が交流する機会を設け、昔ながらの遊びを教えます。

■子どもの頃から地域に愛着が持てるよう、地域の歴史や文化、伝承事を大人が伝えます。



基本施策④ 母子・父子福祉施策の充実

ひとり親家庭への支援は、母子・父子自立支援員や民生委員児童委員、主任児童委員による見守りや相談支援の体制を整え、家庭状況の課題を適切に把握・整理することが求められます。また、母子寡婦福祉団体をはじめとする福祉団体などとも連携しながら、地域における支援の輪をさらに大きく広げていくことが重要です。

本町では、ひとり親家庭の当事者同士が交流を図り、不安や悩みを家庭で抱え込まないよう、互いに話し合えるコミュニティの構築を主な実施事業に掲げ、ひとり親家庭への適切な助言・指導を行うため、相談支援体制の一層の充実を図ります。

主な実施事業

■寡婦のつどい事業【社会福祉協議会】

- ・寡婦家庭の方を対象に、法律や助成制度の学習機会を設け、自立を支援します。

■ひとり親家庭のつどい事業【社会福祉協議会】

- ・小さな子どもを持つひとり親家庭を対象に、制度の学習会や親同士でお互いの状況を話し合うことで、家庭の自立を促します。

地域住民の具体的な取り組み

■家庭状況に関わらず地域住民として見守り・声かけを行います。

■声かけなどで当事者団体への加入を促し、団体活動を通じて当事者同士が助け合います。

基本施策⑤ 在宅サービス施策の充実

日常生活で支援が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳のある自立した生活を送ることができるよう、地域の特性を踏まえた仕組みづくりが急がれます。地域において支援を必要としている人を見守りながら声かけをすることにより、「話し相手」や「相談相手」へと発展させていくことが必要です。また、質の高い保健・医療・福祉サービスを充実させ、将来にわたって在宅で安定した生活を送ることができるようにすることも重要となります。日常生活の行動で困難になったことを支援する人・物・サービスを、行政と地域が役割と責任を分担し、地域全体で取り組みを進めます。

主な実施事業

■認知症家族のつどい【行政】

- ・在宅で認知症を介護する家族が集まり、互いに話し合うことで介護ストレスを軽減し在宅介護の継続を支援します。また、町内の特養施設、通所介護事業所、社会福祉協議会、NPOなどにおいて認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民の人などでも参加できる集いの場）の開設を目指します。

■緊急通報装置貸与事業【行政】

- ・在宅の一人暮らし高齢者を対象に、電話接続型の緊急通報装置を無償で貸与し、急病や災害時などの緊急通報手段を確保することで、非常事態への迅速かつ適切な対応を図ります。
- ・看護師などが24時間対応するコールセンターを活用し、利用者に対する週1回の「お元気コール」による安否確認と在宅生活における問題点の早期発見に努めます。

■福祉機器貸出事業【社会福祉協議会】

- ・在宅の要介護高齢者や重度障害者（児）などに介護機器を貸し出します。

■福祉車両貸出事業【社会福祉協議会】

- ・要介護高齢者や障害者など、支援を必要とする人の家族が、本人の通院などで外出を支援する場合、車いすを搭載できる福祉車両を貸し出します。

地域住民の具体的な取り組み

■在宅で介護している人の様子を気にかけるなど、地域全体で世帯の見守りを行います。

基本施策⑥ 生活困窮者施策の充実

生活困窮者は、不安定な雇用形態や長期失業者といった経済的に困窮する人や地域社会で孤立状態になっている人、病気や家族問題といった複雑な問題を抱える人など、多様かつ複合的な課題を抱えている場合が多くあります。生活困窮課題の解決には、地域のあらゆる関係機関が横の繋がりを持ったネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら、役割分担しつつ、包括的な支援を具現化していくことが求められます。また、地域住民の生活困窮者に対する理解を深め、生活困窮者の早期発見や、その生活状況の変化を把握するための見守り、迅速な支援機関への繋ぎには、民生委員をはじめとする地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが必要であり、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度に基づき、取り組みを進めます。

主な実施事業

■生活困窮者に対する相談支援事業【行政】

- ・生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するための相談支援事業を実施します。

■生活困窮者緊急支援事業【社会福祉協議会】

- ・所持金がなく食料調達が困難な生活困窮者などに対し、緊急的に食料を支給することにより、一時的な困窮状態を回避することを目的に実施します。

■生活福祉資金貸付事業【社会福祉協議会】

- ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者のみ世帯などの生活の安定と経済的自立、福祉の増進を図るため、民生委員児童委員の協力を得て、生活福祉資金の貸付・償還指導を行います。

地域住民の具体的な取り組み

- 生活に困難を抱える人の相談相手になることや、適切な支援機関に関する情報提供に努め、生活困窮に陥らないための繋ぐ役目を担います。

基本目標4 相談できる場所の確保

基本施策① 相談窓口の充実

人は些細な悩みや不安を誰にも相談せずに、地域からの支援や公的支援を期待しない生活が続くことで、住み慣れた地域においても孤立を招きます。人と人との関係の希薄化は、孤立死や引きこもり、家庭内暴力や児童虐待、自殺者の増加などの重大な課題の間接的な要因にもなります。

地域における課題は多様化しており、様々な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の機能充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、専門性の高い相談支援を推進します。

主な実施事業

■総合相談支援事業【行政】

- ・地域の高齢者に対し、介護保険サービスに留まらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワークの構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境などについての実態把握、③サービスに関する情報提供などの初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービスの利用への繋ぎ）を行います。

■子育て相談室【行政】

- ・保護者などを対象に、子育てやしつけ、療育的な関わり方の相談の場を設けることにより、育児不安の軽減を図り、安心して育児ができるように支援します。
- ・事業開始当初の年4回の実施に加え、療育中の子どもとその保護者を対象とした保護者交流会を年4回実施しています。今後は保護者に気軽に参加しやすくなるよう、見直しを行います。

■無料法律相談事業【社会福祉協議会】

- ・弁護士による専門的な相談会を開催し、法律に関する相談を気軽にできる機会を提供します。

■福祉総合相談事業【社会福祉協議会】

- ・住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や専門機関への紹介を行います。

地域住民の具体的な取り組み

- 悩みや相談ごとを抱え込まないよう、家族間や隣近所と何でも話し合える関係をつくります。

第5章 推進体制

1 推進体制

(1) 住民や地域、関係団体などとの協働

本計画を実効性あるものとして着実に展開していくためには、民生委員児童委員や自治会、ボランティア、NPO、サービス事業者、企業などとの連携が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動などと連携を図りつつ、計画を推進します。

(2) 庁内の連携体制の強化

地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に、教育施策や交通施策など日常生活に関連する分野との調整や協力などが行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

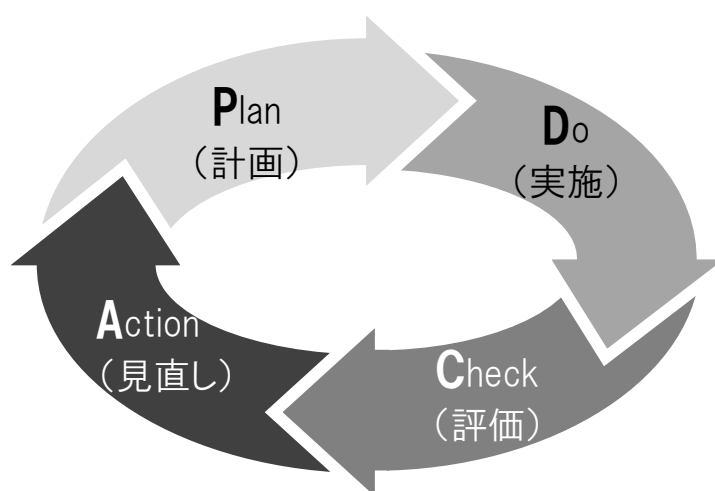
(3) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

町のさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

2 進行管理・評価

(1) PDCAサイクルに基づいた進捗管理

本計画の進行管理を目的に、行政や社会福祉協議会における地域福祉活動の実施状況について把握します。取り組みや事業の進捗状況を踏まえて評価を行い、取り組みの措置・改善を図っていきます。



資料編

1 住民懇話会の実施

本計画策定にあたり住民の声を反映させていくため、「**ふだんのくらしのしあわせづくり**」（福祉）について話し合い、地域における様々な不安や、生活上の課題、課題解決のための取り組みを検討しました。住民懇話会は、町内3地区（南条地区、今庄地区、河野地区）において、2回ずつ開催されました。

（1）住民懇話会の概要

①開催日時・場所

南条地区

	日 程	時 間	開催場所
第1回	平成27年8月27日（木）	19:00～20:30	南条保健福祉センター2階会議室
第2回	平成27年9月16日（水）	19:00～20:30	〃

今庄地区

	日 程	時 間	開催場所
第1回	平成27年8月21日（金）	19:00～20:30	今庄総合事務所 2階 201会議室
第2回	平成27年9月17日（木）	19:00～20:30	今庄福祉センター （南越前町社会福祉協議会 今庄支所）

河野地区

	日 程	時 間	開催場所
第1回	平成27年8月24日（月）	19:00～20:30	河野地区公民館 4階 401研修室
第2回	平成27年9月11日（金）	19:00～20:30	〃

（２）住民の行動目標

南条地区

１）地域に根づく人材の育成

日頃からあいさつや近所の様子を気に向け、地域に関心を持って生活します。また、地域行事には互いに誘い合って、一人でも多くの人に参加し、活気ある行事にしていきます。

地域の目指す姿

協力し合える結^{ゆい}の意識を継承できるまちづくり

住民の取り組み

- 地域の土地や歴史について若い人に伝える
- 普段からの近所付き合いを大切にする
- おすそわけで日頃から繋がりを持つ
- 世代ごとのリーダーを育てる

２）気軽に集える場づくり

これまでの地域ふれあいサロン事業などの気軽に人が集う場を応用し、これまで以上に区民の誰もが参加できる機会を増やし、子どもや子育て世代の人も集える場所にします。

また、運営面では簡単なことでも役割の分担や協力を行い、一人ひとりが助け合います。

地域の目指す姿

いろいろな世代（高齢者・若者世代・子ども達）がそれぞれ自分にできることをやっていく、助け合いのまち

住民の取り組み

- 顔と顔を合わせていろいろなことに声かけをする
- 有線電話などを活用して手伝いができる人を募集する
- 子どもたちへ地域の歴史や文化などを伝承する
- 一人でも多くの人に地域行事に参加してもらう
- 壮年会の行事から区の行事に移行（共同行事）する
- 若い世代のサークルを巻き込み、次世代の役員になってもらう

今 庄 地 区

1) 世代を越えた住民同士の繋がりづくり

今後の地域を担う若い世代との対話を心がけ、地域の一員としての意識づけを進めていきます。そのため、日頃から声かけや会話を大切にし、気軽に相談しやすい関係づくりや意見を出しやすい雰囲気づくりを進めます。

地域の目指す姿

みんなが声をかけ合い、助け合い、協力し合う魅力いっぱいの明るいまちづくり

住民の取り組み

- 話し合える友達をつくる（輪を大切にする）
- 若い世代の目線に合わせた対話を心がける
- 普段の生活の中であいさつ（会話）を交わす
- 声かけをすることで、気軽に相談しやすい関係づくり
- 牽仕作業には、集落の一員として家族全員が参加する
- 地域の一員として自覚を持ってもらえるよう、声かけを行う

2) 住民主体の地域づくり

小中学生は率先して、大きな声であいさつができています。大人もそれに見習ってあいさつを交わし、誰もが気持ちよく活気あるまちを目指します。

また、花いっぱい運動やコスモス街道の整備など、女性が活躍できる事業を行い、他所から結婚などで転入した女性が地域と関わりを持てる機会をつくります。

地域の目指す姿

若い人が働ける機会（場所）をつくり、生活しやすく、皆が安心して暮らせるまちづくり

住民の取り組み

- 地域の良いところを継承し愛着を持てるようにする
- 地域のリーダーを育てる
- 子どもとあいさつを交わすことにより、あいさつを習慣化する（あいさつできる子どもを地域で育てる）
- 住みやすい町を目指し、環境整備を行う（花いっぱい運動、コスモス街道など）

河野地区

1) 自助意識の啓発

ゴミ問題を通して、今一度地域全体の協力体制を見直します。散歩の際にビニールを1つ持ち歩くことや、子ども達のポスターを啓発用に使用することなど、住民が自分の住むまちを、自分達のアイディアや自らの手で守っていきます。そのためには日頃からの頼み、頼まれやすい関係づくりや、同じ趣味仲間との関わりを大切にします。

地域の目指す姿

ゴミのないきれいな公園にすることで住みよいまちづくり

住民の取り組み

- ビニール袋を1つ持って歩く
- 家族に声かけをしていく
- 犬の散歩をしている人への声かけをする
- 社会福祉法人施設などによる地域の清掃に参加する
- 時間が合う人達でグループをつくり、福祉活動に参加する
- 手づくりの看板をつくり、啓発活動を行う
- 顔見知りの方を増やし、作業を行う

2) 行事参加による住民同士の結束力向上

地域行事や草刈りなどの活動には、一人でも多くの住民が参加できるように工夫します。高齢者でも楽しめる内容の企画や、子ども達でもできる作業内容の検討から始めます。また、集まりの際には交流会や懇親会を設け、住民の一層の結束力を高めます。

地域の目指す姿

誰もが地域に関心を持って、交流のあるまち

住民の取り組み

- ボランティアの輪を広げる
- 青年団、壮年会、子ども会への行事参加を呼びかける
- 住民同士で協力する
- 世代を越えた交流会を行う
- 奉仕作業には1世帯何人でも参加して、できることを行う（作業終了後、交流会を行う）

2 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 7 月 23 日	第1回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 ・第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ・「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート」(案)について
平成 27 年 11 月 27 日	第2回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 ・「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート」の調査結果について ・第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子について
平成 28 年 2 月 4 日	第3回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 ・第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について

3 委員名簿

敬称略 順不同

団 体 名 等	氏 名	備 考
南越前町民生委員児童委員協議会	今村 ゆみ子	委員長
南越前町身体障害者連合会	松浦 富士雄	
南越前町社会教育委員会	中 村 隆 夫	
南越前町ひまわり会	小 林 寿 夫	
南越前町赤十字奉仕団	伊藤 佐和子	
南越前町老人クラブ連合会	寺 下 貢	副委員長
南越前町婦人福祉協議会	三田村 壽恵	
南越前町母子寡婦福祉会	笛吹 小夜子	
南条郡 PTA 連合会	宮 本 義 祝	
福井県丹南健康福祉センター	茅田 守美子	
福井県社会福祉協議会	杉 本 吉 弘	

第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：南越前町 保健福祉課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL : 0778-47-8007

FAX : 0778-47-3605

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

〒919-0227 福井県南条郡南越前町脇本 17-38-1

TEL : 0778-47-3767

FAX : 0778-47-3768

発行年月：平成 28 年 3 月